

申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
1階 戸籍 住民課	市内で転居したとき	<ul style="list-style-type: none"> ・転居してから 14 日以内に戸籍住民課に届出してください。 ※<u>住み始める前では受付できません。</u> ・<u>本人確認書類（運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど）</u> ・<u>転居する方全員のマイナンバーカード、住基カード（お持ちの方のみ）</u> ・<u>外国籍の方は、在留カードまたは特別永住者証明書</u> ※<u>代理人が届出をする場合、委任者本人が記載した委任状が必要になります。</u> <p>問合せ先【駿河区役所戸籍住民課 054-287-8611】</p>
	マイナンバーカードをお持ちの場合	<ul style="list-style-type: none"> ・マイナンバーカードの住所変更を行います。 ※<u>カード交付時に設定した 4 桁の暗証番号が必要となります。</u> ・<u>署名用電子証明書を引き続き使用する場合は、原則ご本人による手続きが必要となります。</u>
	公立小・中学校の児童生徒が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍住民課で転学通知書を交付します。（転学通知書は、今まで通学していた学校に持って行き、そのあと転校する学校へ届けてください。）</u> ※<u>今まで通学していた学校へ引き続き通学を希望する場合は、職員に申し出てください。</u> <p>問合せ先【教育委員会事務局 児童生徒支援課 054-354-2377】</p>
<p>家庭ごみの出し方や収集日については収集業務課（静岡庁舎 新館 13 階 054-221-1365）へお問い合わせください。</p>		
2階 保険 年金課	国民健康保険の加入者が転居した場合 または国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>「国民健康保険証」を持参してください。（戸籍住民課での転居手続後、国民健康保険証を交換します。）</u> ・<u>届出人の「本人確認書類（運転免許証、パスポート等）」</u> ・<u>国民健康保険の加入者の「マイナンバーカード」または「通知カード」（お持ちの方）</u> ・<u>国民健康保険に加入している世帯の世帯主が変わる場合、「加入者全員の国民健康保険証」を持参してください。</u> ・<u>「限度額適用・標準負担額減額認定証」、「特定疾病療養受療証」（お持ちの方）</u> <p>問合せ先【保険第 1、第 2 係 054-287-8621】</p>
	後期高齢者医療制度の加入者（75 歳以上または一定の障害があると認定を受けた 65 歳以上 75 歳未満の方）が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>戸籍住民課での転居手続後、「後期高齢者医療被保険者証」、「異動日のわかるもの（戸籍住民課での届出書のコピー等）」を持参してください。</u> ・<u>「限度額適用・標準負担額減額認定証」及び「特定疾病療養受療証」（お持ちの方）</u> ・<u>新住所の保険証は、後日、新住所宛てに郵送します。</u> <p>問合せ先【後期高齢者医療制度担当 054-287-8612】</p>
	<p>【年金加入者】 国民年金の加入者が転居した場合</p> <p>【年金受給者】 老齢年金、障害年金、遺族年金などの受給者が転居した場合</p> <p>60 歳以上で、まだ年金を受給していない方が転居した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・<u>国民年金の加入者（自営業者や学生などの第 1 号被保険者）が転居した場合、戸籍住民課に転居届を提出することにより、国民年金の住所も変更されます。また、国民年金保険料の納付書は、全国の金融機関やコンビニ等で引き続き使用できます。</u> ・<u>年金事務所へ住所変更の届出が必要な方と、不要な方がいます。基礎年金番号をご用意の上、ねんきんダイヤルへお問い合わせください。</u> <p>【ねんきんダイヤル：0570-05-1165 (050 から始まる電話の方は、03-6700-1165)】</p> <p>※<u>共済年金や企業年金を受給されている方は、各機関にお問合せください。</u></p>

申請場所		申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
2階 駿河税務 センター	23 番	原動機付自転車（125cc まで）、小型特殊自動車及びミニ カーの所有者が転居した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・特に届出の必要はありません。 ・新しい住所（お名前）での標識交付証明書が必要な場合は、<u>標識交付証明書（残っている場合）</u>、<u>窓口に来る方の顔写真付き本人確認書類</u>（マイナンバーカード、運転免許証等）をお持ちいただき、再発行の手続きをしてください。 問合せ先【駿河税務センター 054-287-8669】
		原動機付自転車（125ccまで）、小型特殊自動車及びミニカー以外の問合せについては下記をお願いします。 バイク（125cc超〜）と普通自動車 軽三輪・軽四輪車（660ccまで）	静岡運輸支局検査登録担当 050-5540-2050 軽自動車検査協会静岡事務所 050-3816-1776
2階 高齢 介護課	25 番	介護保険被保険者証を持っている 人が転居した場合(住居表示による 住所の変更も含む)	<ul style="list-style-type: none"> ・本人または家族が届け出てください。 ・各種認定証、確認証をお持ちの方は住所の訂正を受けてください。 ・<u>介護保険被保険者証</u> ・<u>介護保険負担割合証・介護保険負担限度額認定証・社会福祉法人等利用者負担額軽減確認証（持っている人のみ）</u> 問合せ先【介護保険係 054-287-8679】
2階 子育て 支援課	24 番	児童手当受給者及び児童が転居し た場合	受給者が届け出てください。 ※詳しくは子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-287-8674】
		児童扶養手当受給者及び受給対 象児童が転居した場合	受給者が届け出てください。 ・ <u>児童扶養手当証書</u> ※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
		ひとり親家庭等医療費助成金受給 者及び対象児童が転居した場合	受給者が届け出てください。 ・ <u>ひとり親家庭等医療費助成金受給者証</u> ※持ち物は事情により異なりますので詳しくは、子育て支援課給付係へお問合せください。 問合せ先【給付係 054-202-5815】
		子ども医療費受給者証を持っている 子どもが転居した場合	受給者証の住所の書き換えをします。子どもの保護者または家族が届け出てください。 ・ <u>子ども医療費受給者証、子どもの健康保険証</u> 問合せ先【給付係 054-287-8674】
		こども園等に通園（申込）している児 童・父母及び同居家族が転居した場合	・保護者が届け出てください。（記載事項変更届を提出していただきます。） 問合せ先【入園係 054-287-8673】

申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
<p>1階 障害者 支援課</p> <p>15 番</p>	<p>身体障害者手帳を持っている人が 転居した場合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出 ・<u>身体障害者手帳</u> 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>療育手帳を持っている人が転居した 場合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出。 ・<u>療育手帳</u> 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>精神障害者保健福祉手帳を持って いる人が転居した場合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出。 ・<u>精神障害者保健福祉手帳</u> 問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>
	<p>自立支援医療（精神通院） 自立支援医療（更生医療）を 受給している人が転居した場合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出。 ・<u>自立支援医療受給者証</u> 問合せ先【精神通院：給付係 054-287-8690】 【更生医療：支援係 054-202-5818】</p>
	<p>特別児童扶養手当、 重度心身障害児扶養手当、 特別障害者手当、 障害児福祉手当、 経過的福祉手当 を受給している人が転居した場合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出。 ・（特別児童扶養手当の受給者）<u>手当証書</u> 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
	<p>重度心身障害者医療費助成金受 給者証を持っている人が転居した場 合</p>	<p>・本人、家族、親族が届出。 ・<u>受給者証</u> 問合せ先【支援係 054-202-5818】</p>
<p>障害福祉サービスを利用している人 が転居した場合</p>	<p>・利用者又はその依頼を受けた方が届出。 ・<u>障害福祉サービス受給者証</u>（施設入所している障害児は除く） 問合せ先【給付係 054-287-8690】</p>	
<p>3階 お客様サービス課 （水道・下水道）</p>	<p>・水道・下水道のご使用を始めると き、又は使用を止めるとき ・井戸水をご使用で公共下水道に 排水している世帯に人数の変更が あるとき</p>	<p>・電話又は水道使用開始・中止等申し込みフォームからお申し込みください。 ・連絡先【上下水道お客様サービスセンター電話 054-251-1132】 受付時間 月曜～金曜（祝日・12/29～1/3を除く）午前8時30分～午後7時 ※ただし、3、4月は、土・日・祝日の午前8時30分～午後5時受け付けます。 ・水道使用開始・中止等申し込みフォーム https://logoform.jp/form/79j2/448554</p> 
	<p>口座振替納付をご利用する場合</p>	<p>・金融機関の窓口でお申し込みください。（お客様番号の分かる「水道（下水道）使用 水量等のお知らせ」等・通帳・お届け印） ・静岡銀行、清水銀行、しずおか焼津信用金庫、静岡信用金庫、ゆうちょ銀行、清水農 業協同組合、静岡市農業協同組合からの口座振替をご希望の場合には、お客様サービ ス課窓口でお申し込みも可能です。（対象金融機関のキャッシュカード、顔写真付きの本 人確認書類、使用者以外の方が申し込む場合は委任状） ただし、前住居で口座振替をご利用されていた方は、転居先でも引き続き同じ口座をご利 用いただけます。使用開始・中止のお申し込みの際、一緒にお申し付けください。 詳細は、上記【上下水道お客様サービスセンター】にお問合せください。</p>

【 静岡庁舎 】		
申請場所	申請が必要な場合	申請方法など（下線は持参するもの）
新館 3 階 静岡市まちづくり 公社 (市営住宅) 054-221-1253	市営住宅の入居者全員が転居する場合	・返還届の提出（退去する 1 5 日前まで。用紙は静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社にあります。 ・ <u>名義人の口座番号等のわかるもの、転居先の住所と電話番号</u>
	市営住宅の名義人が転居する場合	静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社へお問合せください。
	同居人が転居する場合	・戸籍住民課で転居届出後、 <u>異動届</u> の提出（用紙は静岡庁舎新館 3 階静岡市まちづくり公社にあります。） ・、 <u>世帯全員が記載されている住民票の写し（転居者に×印のついているもの 続柄・本籍記載）</u>
	転居者が市営住宅に同居する場合	・同居の承認基準がありますので静岡庁舎新館 5 階静岡市まちづくり公社で確認してください。 ・持参するものはそのときに説明します。
新館 14 階 高齢者福祉課	外国人高齢者福祉手当を受けている人（S7.4.1 以前に生まれ、住民登録されており、かつ所得要件等あり）が転居した場合	・高齢者福祉課へご連絡ください。（手続きが必要な場合があります。） 問合せ先【高齢者福祉課 高齢者支援係 054-221-1201】
新館 15 階 市民自治推進課	戦傷病者手帳を持っている人が転居した場合	・戦傷病者異動等届を提出 ・ <u>戦傷病者手帳、転居したことが確認できる住民票の写し、届出者の本人確認書類</u> 問合せ先【自治活動支援係 054-221-1265】
新館 15 階 戸籍管理課 霊園・斎場係 054-221-1297	愛宕・沓谷・沼上・清水大平山霊園の利用者（名義人）が転居した場合	・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し、市営墓地利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 <u>市営墓地利用者住所変更届出書、転居先の住民票の写し、市営墓地利用許可証</u> ※清水大平山霊園ご利用の方は、清水区役所 4 階地域総務課での手続きとなります。
	市営納骨堂利用者が転居した場合	・届出後、戸籍管理課へご連絡ください。 必要書類をご説明し納骨堂利用者住所変更届出書を送付いたします。 ・後日、つぎのものを提出または郵送していただきます。 <u>納骨堂利用者住所変更届出書、転居先の住民票の写し、納骨堂利用許可証</u>
新館 13 階 廃棄物対策課	し尿くみ取りを新規に始める場合、廃止する場合、または、し尿くみ取りをしている家庭で人数が変更になる場合	・本人または家族が届出（電話でも可） 問合せ先【浄化槽推進係 054-221-1264】

【 庁 舎 外 】			
動物愛護センター	犬の飼い主として登録してある人が転居した場合	・本人または家族が届出。(電話でも可) (マイクロチップが装着された犬の場合、市への届出が不要になる場合があります。)	
	(連絡先) 動物愛護センター		
	動物愛護第1係(葵区・駿河区)	静岡市葵区産女953番地 054-278-6409	
	動物愛護第2係(清水区) 蒲原支所 地域振興係(清水区蒲原)	静岡市清水区役所 2階 054-354-2403 静岡市清水区蒲原新田一丁目21番1号 054-385-7730	
市立図書館各館	図書館カードの交付を受けている人が転居した場合	・ <u>図書館カード</u> を持っている本人か、預かっている家族が届け出てください。 ※電子申請サービスからも申請が可能です。	
〔図書館連絡先〕			
	中央図書館 054-247-6711	御幸町図書館 054-251-1868	藁科図書館 054-278-4100
	南部図書館 054-288-2151	西奈図書館 054-265-2556	長田図書館 054-259-7878
	北部図書館 054-653-1817	麻機分館 054-248-5035	美和分館 054-296-6501
	清水中央図書館 054-354-1331	清水興津図書館 054-360-4311	蒲原図書館 054-388-3456
【 保 健 所 】			
保健所総務課 疾病対策係 054-249-3177	特定医療(指定難病)受給者が転居した場合	・担当にお問合わせのうえ、本人または家族が届け出てください。 ・ <u>特定医療(指定難病)受給者証</u> 。 ※加入している健康保険の種類により、別途書類が必要となる場合があります。	
	小児慢性特定疾病医療受給者が転居した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・ <u>小児慢性特定疾病医療費医療受給者証</u> 。 ※受給者が国民健康保険、国民健康保険組合加入者の場合は、別途、書類が必要となる場合があります。	
	自立支援医療(育成医療)受給者が転居した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・ <u>自立支援医療受給者証(育成医療)</u> 。 ※受給者が国民健康保険、国民健康保険組合加入者の場合は、別途、書類が必要となる場合があります。	
	未熟児養育医療受給者が転居した場合	・家族が届け出てください。 ・ <u>養育医療券</u> 。	
	被爆者健康手帳を持っている人が転居した場合	・本人または家族が届け出てください。 ・認印、被爆者健康手帳、転居したことが確認できる住民票の写し、被爆者が手当てを受けている場合は、手当証書、被爆者の振込金融機関の口座番号のわかるもの	
感染症対策課 予防接種係 054-249-3173	予防接種シールの発行を受けた人が転居した場合	・予防接種シールの住所欄を保護者の方が訂正してください。 (旧住所を二重線で消し、余白に新住所をご記入ください。) ・保健所、保健所清水支所または各保健福祉センターで、戸籍・住民票の手続きをした日の翌日以降、新住所が印字された予防接種シールを発行することもできます。 (母子健康手帳を持参してください。)	